

ESG 関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方

はじめに

資産運用会社の社会的使命は、[資産運用業宣言 2020](#) で掲げているように、高い専門性と創造性をもって最良の運用成果を追求し、国民の豊かな資産形成に最善を尽くすとともに、投資信託を通じた責任ある投資活動によって社会課題の解決を図り、サステナブルな社会の実現に貢献することです。

資産運用会社は、顧客本位の業務運営を実践するべく、健全な競争環境で運用力を磨きながら、運用商品について信頼のおける開示を行うことで、投資家から信任をもって運用を託されることを目指しています。

環境問題や社会問題が顕在化する中で、資産運用会社による ESG 関連投資¹にも大きな期待が寄せられ、周辺を取り巻く状況は刻々と変化しています。資産運用会社が ESG 関連投資を行い、ESG 投信を取り扱う際には、その影響力の大きさを認識したうえで、グローバルな規制動向も踏まえながら、自社の ESG 関連投資についての考え方や運用方針、商品内容を明らかにし、実効性のあるプロダクトガバナンスやモニタリング体制のもと、投資家の投資ニーズに即した商品が適切に届けられるよう最善を尽くすことが求められています。とりわけ、ESG 投信については、監督指針²の内容を踏まえ、その該当性について各社で判断のうえ、適切な業務運営を確保する必要があります。

資産運用会社は、様々な形で投資先の企業価値向上や持続的な成長に取り組み、様々な ESG 要素の考慮の方法や度合いを取り入れた個別の投資信託商品を提供しています。投資信託を通じた多種多様な ESG 関連投資の流れを一層力強く確かなものにしていくことにより、サステナブルな社会の実現に貢献することが資産運用業界に対し望まれています。

本会の政策委員会の下に設置された「投資信託の ESG に関する意見交換会」では、ESG 関連投資や ESG 投信に関する課題に対する資産運用会社としての基本的な考え方について、プリンシプルベースで検討を行いました。

¹ ESG 関連投資 : ESG や持続可能性に関連する要素の考慮を、様々な方法や度合いによって行う投資

² 監督指針 : 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針「ESG 考慮に関する留意事項」

ESG 関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方

「投資信託の ESG に関する意見交換会」において、ESG 関連投資や ESG 投信に関する課題に対する資産運用会社としての基本的な考え方として取りまとめられた事項

1. ESG 関連投資の推進

資産運用会社は、投資家の ESG 関連投資に対するニーズを踏まえ、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図りながら、サステナブルな社会の実現に向け、ESG 関連投資を推進していくことが重要である。

2. ESG 投信の区分

ESG 関連投資の健全な発展に向け、自社におけるファンドの名称や区分、商品内容、開示等について検証し、監督指針における ESG 投信の範囲を踏まえ、ESG 投信への該当性について、各社適切に判断・区分する必要がある。

3. ESG 投信の情報開示

ESG 関連投資の健全な発展に向け、ファンドにおける ESG 要素の考慮の方法、度合いを踏まえ、投資家の誤認防止の観点から、ESG 投信として区分するファンドについて、実質的に ESG が主要な要素であることが十分に理解可能な内容となるよう、各社創意工夫のうえ、交付目論見書等に情報開示を行う必要がある。

4. ESG 関連投資のあり方、品質管理と組織体制の整備

投資信託を通じた ESG 関連投資を行う場合には、個別企業に関する ESG 評価の内容や理由について、組織として共有し、ESG 要素の考慮の方法、度合いに応じ、適切な企業価値の推計や企業に対するエンゲージメントを行うことが望まれる。加えて、ESG 関連投資を行う社は、品質管理と組織体制の整備に継続的に取り組む必要がある。

5. スチュワードシップ活動

投資信託を通じた ESG 関連投資を行う場合には、投資戦略上の ESG 要素の考慮の方法に応じ、投資先企業の持続的成長に資する経営上の重要な ESG 課題の解決に向け、適切なエンゲージメント・議決権行使に取り組むことが望ましい。